

令和4年3月25日

福井市福祉事務所長  
(公印省略)

マイナンバーカードの取得について(勸奨)

この通知は、令和4年1月31日時点で、まだマイナンバーカードを取得していない、または申請していない方に対して送付しています。

令和5年度から、生活保護受給中の方が病院を受診する際、病院の窓口で保険証の代わりとしてマイナンバーカードを提示することが原則となります。まだ取得していない方は、申請の手続きをお願いいたします。

★マイナポイントについて

- ・マイナンバーカードを取得すると、最大2万円相当の「マイナポイント」を得ることができます。
  - ・このマイナポイントは、生活保護における“収入認定”の対象外ですので、是非ご活用ください。
  - ・マイナポイントの取得方法については、マイナンバーカードの受け取りの際に説明があります。
- ※マイナポイント事業には、期限がありますので、ご注意ください。

★また、その他にも、マイナンバーカードを取得することで出来ることがありますので、別添のリーフレットをご確認ください。

その他、不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

- ・ 本人確認書類に関するご相談(生活保護受給者証の発行など)

……生活支援課(0776-20-5404)

- ・ マイナンバーカードの申請手続きについて

……市民課(0776-20-5736)